

## ○ 愛知大学研究助成取扱要領

### 1 申請

#### (1) 申請の時期

- ① 研究助成は、科学研究費助成事業の交付決定に基づき、毎年4月に公募、5月又は8月に申請するものとし、詳細は学部長、短期大学部長及び専門職大学院研究科長に通知のうえ文書で公示する。

#### (2) 申請の資格

- ① 研究助成を申請できる者（研究代表者及び研究分担者）は、本学の専任教員（特別任用教員を含む。）とする。
- ② 新規申請は当該年度の科学研究費助成事業に採択されず、かつ「採択されなかった研究課題の中でのおおよその順位」が「B」評価以上の者とする。
- ③ 1年目の助成後に科学研究費助成事業に採択された場合であっても、継続して研究助成を申請できる。
- ④ 継続申請の場合にあつて、止むを得ない事由があるときは研究代表者及び研究分担者を変更して申請することを認める。この場合、その理由を付記する。
- ⑤ 申請できる研究課題は、当該年度に申請した科学研究費助成事業の研究課題と関連する課題とする。

#### (3) 申請の手続き

申請者は、所定の「研究助成申請書」（新規—様式第1、継続—様式継）により申請する。

### 2 選考

#### (1) 選考手順

- ① 研究委員会（以下「委員会」という。）は、当該申請にかかる書類に基づき、助成費の算定に誤りがないかどうか等を調査するとともに、必要に応じ申請者又は委員以外の者から意見を聴取し、研究助成の可否及び助成費の配分案を審議する。
- ② 申請者は、科学研究費助成事業第1段審査結果（電子開示）の写しを提出しなければならない。
- ③ 学長は、委員会の答申に基づき、7月上旬又は10月中旬までに大学評議会の議を経て研究助成を決定する。

#### (2) 審査基準

- ① 委員会は、次の基準を順次考慮して、書面及び必要がある場合には口頭による個別審査を行い、学長に答申する。
  - (a) 研究目的の明確性、研究の重要性、研究計画の具体性
  - (b) 科学研究費助成事業の「採択されなかった研究課題の中でのおおよその順位」が「A」評価の者
  - (c) 科学研究費助成事業の「採択されなかった研究課題の中でのおおよその順位」が「B」評価の者
  - (d) 研究分野を超えた共同研究
  - (e) 同一研究分野内の共同研究
- ② 前項の研究分野は、科学研究費助成事業の分科及び細目を基準とする。

### 3 研究助成の決定

- (1) 研究助成の決定の結果は、申請者に文書（学長名）で通知する。
- (2) 決定通知を受領したものは、7月末日又は10月末日までに「研究助成使用計画書」（新規—様式第2、継続—様式継）を提出しなければならない。

### 4 研究助成支出要領

使用計画書に基づき研究助成を受ける場合は、次の各号によらなければならない。

- ① 機器備品費、図書費及び用品費の購入については、固定資産及び物品調達規程による。
- ② 旅費交通費については、出張申請書を提出する。出張旅費の計算は、旅費規程による。
- ③ その他の支出については、その都度所管課に申し出る。
- ④ 助成費の使用内訳については、各々の費目の計画額の50%以内で増減させることができる。

50%を超えて変更する場合は、変更理由書を提出しなければならない。

#### 5 科学研究費助成事業への申請義務

研究助成費は、科学研究費助成事業に申請された研究計画の一部を助成することとし、研究助成を受ける者は、助成期間中において、科学研究費助成事業への申請義務を負う。

#### 6 実績報告書等の提出

研究助成を受けた者は、助成を受けた年度ごとに所定の「研究助成実績報告書（研究実績及び収支決算）」（様式第3）を3月末日までに提出しなければならない。

#### 7 研究成果の公表

- (1) 研究助成を受けた者は、規程第16条により研究成果を学術雑誌又は紀要等に公表した場合、その論文抜刷等5部を提出しなければならない。
- (2) 大学は、研究成果の概要を「研究成果報告書」として公表する。

#### 8 取扱要領の改廃

この取扱要領の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則（制定）

この取扱要領は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則（申請の要件、審査基準、支出手続及び研究成果の刊行等の変更並びに字句の整理に伴う改正）

この取扱要領は、1992年10月1日から施行する。

#### 附 則（申請の資格、研究助成支出手続き、研究成果の刊行・公表の変更及び字句の整理に伴う改正）

この取扱要領は、1998年4月1日から施行する。

#### 附 則（申請の要件、審査基準、支出要領の変更並びに字句の整理に伴う改正）

この取扱要領は、2001年4月1日から施行する。

#### 附 則（研究成果報告書に配布先リストを添付することに伴う改正）

この取扱要領は、2003年4月1日から施行する。

#### 附 則（管理運営組織の見直しに伴う改正）

この取扱要領は、2005年4月1日から施行する。

#### 附 則（全学研究体制の見直し、国内・海外出張に伴い宿泊費の領収書の提出ができない場合の取扱い及び交通費等の準用の変更に伴う改正）

この取扱要領は、2006年4月1日から施行する。

#### 附 則（学校教育法の一部改正に伴う改正）

この取扱要領は、2007年4月1日から施行する。

#### 附 則（科学研究費補助金採択への努力義務の追加及び字句修正に伴う改正）

この取扱要領は、2008年4月1日から施行する。

#### 附 則（研究助成の種類に科学研究費補助金採択奨励研究助成を追加すること及び取扱要領の改廃手続きの明確化に伴う改正）

この取扱要領は、2010年4月1日から施行する。

#### 附 則（研究助成支出要領の変更及び字句整理に伴う改正）

この取扱要領は、2011年4月1日から施行する。

#### 附 則（愛知大学研究助成の審査基準変更に伴う改正）

（施行期日）

1 この取扱要領は、2013年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この取扱要領は、2013年度新規申請分より適用とし、継続申請については、なお従前の例による。

#### 附 則（科学研究助成事業の制度変更による字句修正に伴う改正）

この取扱要領は、2013年4月1日から施行する。

#### 附 則（取扱要領の改廃手続きの変更に伴う改正）

この要領は、2014年5月22日から施行する。

#### 附 則（申請の時期の明確化、選考手順の変更及び研究助成決定後における義務内容の明確化に伴う改正）

この要領は、2015年4月1日から施行する。

#### 附 則（個人研究助成及び奨励研究助成の廃止、共同研究助成の一元化並びに要領の改廃手続きの明確化に伴う改正）

この要領は、2017年4月1日から施行する。

#### 附 則（申請、選考及び決定時期の変更並びに追加に伴う改正）

この要領は、2019年4月1日から施行する。